倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月25日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市条例第10号

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例（平成12年倉吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（目的）
第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定高齢者通所介護事業、生活管理指導短期宿泊事業及び配食サービス事業の利用に係る高齢者介護予防及び生活支援事業手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事業</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td>特定高齢者通所介護事業</td><td>略</td></tr>
<tr><td>生活管理指導短期宿泊事業</td><td>略</td></tr>
<tr><td>配食サービス事業</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
（目的）
第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定高齢者通所介護事業<u>、生活管理指導員派遣事業</u>、生活管理指導短期宿泊事業<u>、軽度生活援助事業</u>及び配食サービス事業の利用に係る高齢者介護予防及び生活支援事業手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事業</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td>特定高齢者通所介護事業</td><td>略</td></tr>
<tr><td>生活管理指導員派遣事業</td><td>１回につき　500円</td></tr>
<tr><td>生活管理指導短期宿泊事業</td><td>略</td></tr>
<tr><td>軽度生活援助事業</td><td>１時間につき　250円</td></tr>
<tr><td>配食サービス事業</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。